

論文の内容の要旨

論文題目 清帝国の辺境支配と法—19世紀の東北地方を中心として—

氏名 史志強

ユーラシア大陸の東端に位置した清帝国は広大な領土を有し、様々な民族を支配していた。東アジアの各国に大きな影響力を持ち、国際政治においても重要な役割を果たしていた。その内部は文化・政治などが異なる複数の地域によって構成されていた。そこで、本研究は清帝国の多面性と複雑さを捉えるため、辺境地域における多元的な秩序や司法体制、社会構造に注目した。東北地方には旗・民の二重の統治体制が存在しており、外国との交流も深かったため、司法体制・財産秩序・対外交渉などの面では秩序の多元性が特に顕在化していた。そこで今強く問われるべきは、こうした規範の多元性を前提として、法の複雑な運用の実態をどのように理解するかである。本研究は極めて多元的な清朝法の構造及び辺境社会の変容を明らかにする試みである。

本研究の第一章は東北地方における複雑な司法体制の変容を明らかにした。論文の中心は19世紀であるが、入関以降の司法体制の変容を全般的に解明した。東北地方では旗人・民人の二重的な行政体制が展開されていた。清朝初期において旗人・民人がそれぞれの裁判機関に属していた。しかし次第に八旗の裁判機能は失われ、民人の行政機関（州・県）がすべての事件の裁判権を握るようになった。また、もとの審級は一段階であったが、乾隆年間に、軽罪事件（笞・杖・徒刑の事件）の裁判権を州・県に下ろし、重罪事件はそのまま盛京刑部によって処理されることになった。このような趨勢は吉林・黒龍江でも見られる。この司法体制の形成は、中央政府と辺境の地方官員との妥協によって形成されたものである。また、東北地方の官員の素質不足も要因の一つであった。このような司法体制の柔軟性は、清朝による辺境地域の統治の成功につながったと思う。

辺境社会の変容が財産秩序から切り離して検討することができないと考えられるため、第二章では、清帝国の支配層である旗人が国から配布された特権的な土地いわゆる「旗地」について考察した。特に旗地の紛争を通じて、辺境地域の財産秩序について検討した。清朝中期以降は東北地方で人口の急増に伴い、財源増加及び国防強化を目指したため、土地開発も大いに進んでいた。旗人の特権としての旗地は取引が制限されていたが、低い税率と耕作権の確保を目的として、旗地の違法取引

が盛んになった。これに対して清朝は、内地における放任な態度とは異なり、清朝は交易手続きの公認化、民人に買われた旗地の回収などの政策を打ち出したが、役に立たず、清末には旗地が自由に取引されるようになっていった。旗地の取引へ取り締まりが進んでいた一方で、自生的な取引形式が多く作られ、旗地の取引はなお一層活発になった。こうした東北地方の分析を踏まえることで、清帝国における民間の取引秩序の全体像も補足できるだろう。

第三章では、清・露・朝などの国際勢力が絡み合う地域となった「琿春」という地域に着目し、清露間の涉外事件における裁判管轄権をめぐる争いに対して考察を加えた。本研究はまず、従来重視されてこなかった満文版の条約のテキスト分析を行った。結果として、治外法権のような、不平等的な清露関係という従来の見方を見直し、清露間の裁判管轄権は基本的に対等な関係で定められていたが明らかになった。また、「琿春」の地方公文書を用いて清露間の涉外事件のやり取りを分析し、裁判管轄権に関する紛争解決の実態を解明した。更に、異なる法体系の狭間である辺疆で生きていた人々がどのような生存戦略をとっていたかを検討した。中国人は境界線の両側で活動しており、犯罪者は「生存戦略」として、しばしば相互に相手国に逃げたり、裁判が望みどおりに進まない場合、相手国に救済を求めたりした。なお、辺疆地域には両帝国の統治が浸透しにくかったため、自治的な空間も少なくなく、そういった地域では紛争を自主的に解決されていた。

従来の中国法制史研究においても多元主義的視点は用いられてきたが、それらの多くは法源の多元性だけに注目してきた。清帝国の法秩序の多元性は内地において法源が多元的であるというだけではなく、帝国の周縁における法秩序においても異なる意味で存在していた。本研究は清帝国の支配下に編成された辺疆地域の内でも東北地方に焦点を当て、従来あまり考慮されてこなかった法秩序について検討し、辺疆地域における清帝国の権力構造の一面を明らかにしたものである。